平成２７年（フ）第８１号
北海道旭川市東光７条５丁目１番42号　コーポマナベ103号
債務者　小川　義人
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９号
釧路市桜ケ岡６丁目19番15号
債務者　伊東　直樹
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２４２号
東京都昭島市松原町５丁目22番７号
債務者　田中　早苗
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０３号
静岡県磐田市福田2079番地
債務者　足立　一郎
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
静岡県浜松市東区大瀬町809番地　鷺宮ハイツ101
債務者　堀尾　昌一
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第３８５号
千葉県市川市大野町１丁目475番地
破産者　株式会社山幸
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３８６号
千葉県船橋市咲が丘１丁目21番33号
破産者　宮垣　雅人
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５６５号
千葉県船橋市小野田町876番地
破産者　有限会社三昇鋼業
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５６６号
川崎市高津区下野毛１丁目２番14号　コーポラスセキネ２―202
破産者　星野　純子
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９３２号
埼玉県秩父市上町３丁目12番７号コーポグラビデーション201号
破産者　株式会社ヤマト企画
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６５７号
名古屋市守山区幸心１丁目111番地
破産者　豊国工業株式会社
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３号
大分県速見郡日出町大字川崎4948番地５
破産者　有限会社白水工業
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２６年（フ）第８８３号
東京都三鷹市牟礼４丁目４番８号
破産者　高橋　　直
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４４号
岐阜市東鶉３丁目99番地１　シャンスマイル602号室、開始決定時の住所岐阜市坂井町２丁目28番地１　シャトレ愛松岐阜904号室
破産者　青木　浩巳
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１４５号
岐阜市永楽町２丁目14ＫＭコート202号室、住民票上の住所岐阜県羽島市上中町長間90番地１
破産者　青木　篤子
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９７号
最後の住所岐阜県大垣市桧町723番地
破産者　被相続人亡加納幸雄相続財産
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３２３号
静岡県三島市長伏126番地の４
破産者　有限会社工瑛工業
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係